

# 石川県公報

平成 29 年 3 月 31 日 (金曜日)

号 外

(第 29 号)

## 目 次

- 規 則  
○石川県税条例施行規則等の一部を改正する規則  
(税 務 課) 1

## 規 則

石川県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第二十二号

石川県税条例施行規則等の一部を改正する規則  
(石川県税条例施行規則の一部改正)

第一条 石川県税条例施行規則(昭和三十二年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「においては」を「には、納税証明事項が納税証明書の交付を受けようとする者に関するものである場合に限りに改め、同条第三項中「納税証明書」を「納税証明事項」に、「枚数」を「件数」に、「一枚」を「一件」に、「は、証明を受けようとする事項」を「の件数は、当該納税証明事項」に改め、「係る」の下に「ものである」を加える。

第四十条の四を次のように改める。

(個人の事業税の減免の手続)

第四十条の四 条例第六十七条第一項第一号に該当する者が行う同条第二項の規定による申請は、次に掲げる書類を提出してしなければならない。

- 氏名、住所、事業の種類、年度及び税額並びに減免を必要とする事由その他参考となるべき事項を記載した申請書
  - 生活扶助を受けていること又は減免を必要とする特別の事由があることを証明する書類
- 2 条例第六十七条第一項第二号に該当する者が行う同条第二項の規定による申請は、次に掲げる書類を提出してなければならない。
- 第三十六号の五様式による申請書
  - 災害を受けたことを証明する書類

第二号様式を次のように改める。

## 第 2 号様式

## 納 税 証 明 書 交 付 申 請 書

年 月 日

石 川 県 知 事  
石 川 県 事 務 所 長 様

次のとおり納税証明書の交付を申請します。

## 1 納税証明書の通数及び納税証明事項の件数

通 件

住所（所在地）及び支店・営業所等で請求する場合は  
支店・営業所等の所在地

氏名（名称）

印

## 2 納税証明書の使用目的

（該当する欄に○印を付けてください。）

使 用 目 的	
入札参加資格申請	建設業許可申請・営業年度終了報告
資金の借入れ	自動車の所有権解除
公益法人の認定申請・事業報告	酒類の製造販売等の許可申請
その他（使用目的を記入してください。）	

## 3 証明する税目と内容

（該当する欄に○印を付けてください。）

税 目	証明を請求する年度・期別等又は内容
法 人 県 民 税	事業年度 年 月 日 ～ 年 月 日
法 人 事 業 税	事業年度 年 月 日 ～ 年 月 日
個 人 事 業 税	所得年 年 ～ 年
自 動 車 税	登録番号（石・石川・金沢）課税年度
県 税 全 般	滞納がないこと
	滞納処分を受けたことがないこと（ 年間）
税	

※法人事業税には地方法人特別税を含みます。

年度		一 般 会 計		
科		目		
款	項	目	節	附 記
金 額		¥		
納 入 理 由		納税証明書交付手数料		

## 4 証紙貼付欄

（※現金の場合領収印欄）

## 備考

- 1 証紙貼付欄に証紙を貼り付け、欄が不足するときは、裏面を利用してください。
- 2 貼り付けた証紙は、自己の印章等で割印しないでください。
- 3 証紙は、県の指定金融機関本支店のほか、証紙売りさばき人からお求めください。

第五号様式(その1の11)(表)、第五号様式(その1の11)(表)及び第六号様式(その11)中

助産師等

その他の  
医業等  
に改める。

第七号様式(その1)中「平成25年12月31日」を「平成12年1月1日から平成25年12月31日」とし

「5 会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、納期限の延長が認められている場合には、この通知書により納付すべき税額に、事業年度終了の日後2月を経過した日から延長された納期限までの日数に応じ、年パーセントの割合を乗じて計算した額と4により計算した端数計算前の額との合計額の延滞金を加算して徴収します。この場合における端数計算は、4の場合と同様です。」

「5 会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、申告書提出期限の延長が認められている場合には、この通知書により納付すべき税額に、申告基準日(法人税額の課税標準の算定期間若しくは地方税法第53条第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日又は事業年度終了の日後2月を経過した日の前日(その日が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は地方税法施行令第6条の18第2項に規定する日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。)の翌日から延長された申告書提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合(次の①又は②に掲げる場合は、当該①又は②に定める割合)を乗じて計算した額と4により計算した端数計算前の額との合計額の延滞金を加算して徴収します。この場合における端数計算は、4の場合と同様です。」

① 商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間内に申告基準日の到来する場合 次の式により計算した割合(当該割合が年12.775パーセントの割合を超える場合は、年12.775パーセントの割合)

$$7.3\text{パーセント} + \frac{\text{当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率} - 5.5\text{パーセント}}{0.25\text{パーセント}} \times 0.73\text{パーセント}$$

② ①以外の場合 次の割合

ア 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合

イ 平成26年1月1日以後の期間については、特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合

改める。

第十八号の11様式中「を通知します」を「通知します」と改める。

第十九号の4様式中 「個人番号  
又は法人番号」を「個人番号  
又は法人番号」と改める。同様様式第11号「個人番号又は法人番号」

を「法人番号」とし「第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項」を「第2条第15項」と改め、「(個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。)」を添える。

第11号の11様式第11号を次のように改める。

備考1 「個人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載してください。

2 本人が署名する場合は、押印を省略することができます。

第三十六号の五様式中

住 所	
氏 名	(電話 — — )
個人番号	

を

住 所	
氏 名	(電話 — — )

に改め、同様式備考 1 中「から30日以内」を「の翌日から起

算して30日を経過する日まで」に改め、同様式備考 2 を削り、3 を 2 とし、4 を 3 とし、5 を 4 とする。

第三十八号の二様式中

個人番号 又は法人番号	を	法人番号
----------------	---	------

に改め、同様式備考 2 中「個人番号又は法人番

号」を「法人番号」と、「第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項」を「第 2 条第 15 項」に改め、「(個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載してください。)」を記す。

第五十四号様式中

個人番号 又は法人番号	を	法人番号
----------------	---	------

に改め、同様式備考 2 中「個人番号又は法人番号」

を「法人番号」と、「第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項」を「第 2 条第 15 項」に改め、「(個人番号を記載する場合は、左側を 1 文字空けて記載してください。)」を記す。

(半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則(昭和六十一年石川県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「設備」を「特別償却設備」に改め、同項第一号及び第一号中「増設した設備」を「増設した特別償却設備」と、「設備を」を「特別償却設備を」に改める。

別記様式第一号中「製造の」を削り、「新・増設の設備」を「新・増設の特別償却設備」に改め、同様式備考 2 ②中「低開発地域等」を「特定地域」に改め、同様式備考 5 中「増設した設備」を「増設した特別償却設備」に改め、同様式附表 1 (表) 中「工業生産設備」を「特別償却設備」に改め、同様式附表 1 (裏) 備考 4 中「設備」を「特別償却設備」に改め、同様式附表 1 中「設備」を「特別償却設備」に改める。

別記様式第二号中

住 所	
氏 名	(印)
個人番号	

を

住 所	
氏 名	(印)

に改め、「製造の」を削り、「の設備」を「の特別償却設備」に

改め、同様式備考 3 を削り、4 を 3 とし、同様式備考 5 中「設備」を「特別償却設備」に改め、同様式備考 5 を 4 とし、6 を 5 とし、同様式附表 1 (表) 中「工業生産設備」を「特別償却設備」に改め、同様式附表 1 (裏) 備考 3 中「既設」の次に「の設備」を加え、「設備」を「特別償却設備」に改める。

別記様式第三号中「殿」を「様」に改め、「製造の」を削り、「の設備」を「の特別償却設備」に改め、同様式備考 2 ③中「低開発地域等」を「特定地域」に改める。

別記様式第四号中「殿」を「様」に改め、「製造の」を削り、「の設備」を「の特別償却設備」に改め、同様式備考 2 ③中「低開発地域等」を「特定地域」に改める。

(過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成十二年石川県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(その一)(表)中

住 所	
氏 名	㊦
個人番号	

を

住 所	
氏 名	㊦

に改め、同様式(裏)備考中3を削り、4を3とし、5を4と

し、6を5とし、7を6とする。

別記様式第一号(その二)中

住 所	
氏 名	㊦
個人番号	

を

住 所	
氏 名	㊦

に改め、同様式備考中2を削り、3を2とし、4を3とする。

(原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成十五年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改め、同条第十一号中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に改め、同条第二十二号中「と畜場法」を「と畜場法」に改める。

別記様式第一号(裏)備考7中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に、「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に、「と畜場法」を「と畜場法」に改め、同様式付表一(表)中「生産設備」を「設備」に改める。

別記様式第一号(表)中

住 所	
氏 名	㊦
個人番号	

を

住 所	
氏 名	㊦

に改め、同様式(裏)備考中3を削り、4を3とし、5を4と

し、同様式(裏)備考6中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に、「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に、「と畜場法」を「と畜場法」に改め、同様式(裏)備考中6を5とし、7を6とし、同様式付表(表)中「生産設備」を「設備」に改める。

別記様式第三号(裏)備考3及び別記様式第四号(裏)備考3中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に、「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に、「と畜場法」を「と畜場法」に改める。

(産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第五条 産業集積の形成及び活性化のための県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成二十年石川県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十二号中「と畜場法」を「と畜場法」に改める。

別記様式第一号(表)中「昇風施設」を「昇風設備」に改める。

(本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第六条 本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成二十七年石川県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号付表一(裏)備考5中「新・増設又は」を削り、「設備」の次に「又は新・増設の特別償却設備」を加える。

別記様式第 1 号 (表) 中

住 所	
氏 名	㊟
個人番号	.....

を

住 所	
氏 名	㊟

に改め、同様式 (裏) 備考中 3 を削り、4 を 3 とし、5 を 4 と

し、6 を 5 とし、同様式付表 (裏) 備考 4 中「新・増設又は」を削り、「設備」の次に「又は新・増設の特別償却設備」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお三分の間、所要の調整をして使用することができる。